**令和３年度指定管理運営業務評価票**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 施設名称：府立女性自立支援センター | 指定管理者：（社福）四天王寺福祉事業団 | 指定期間：令和３年４月１日～令和８年３月３１日 | 所管課：福祉部子ども家庭局家庭支援課 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価項目 | | 評価基準（内容） | 指定管理者の自己評価 |  | 施設所管課の評価 |  | 評価委員会の指摘・提言 |
| 評価 | 評価 |
| S～C | S～C |
| Ⅰ平等利用が確保されるよう適切な管理を行うための方策 | (1)施設の設置目的及び具体的な管理運営方針 | ○提案のあった基本方針に沿った管理運営 | ○様々な事情により地域での継続した生活が困難な女性や、暴力被害女性を保護し、自立支援を目的に施設運営を行った。利用者の安心と安全の確保・個人情報の保護・人権の擁護・個人としての尊厳の回復を目指し、質の高い支援を行った。利用者の意思及び人権を尊重した自立支援計画に基づき、自立の促進をした。  ○オンライン研修を主として、感染症対策、人材育成、技術の習得・向上のために、計画に沿って研修に参加した。また、必要に応じて計画以外の研修にも参加し、研修内容を他の職員に伝達する機会を持った。  ○婦人保護事業に関する研究協議会・会議は、コロナ禍で中止になるものも多かったが、zoomや書面を用いての情報共有を行った。 | S | ○管理運営基本方針は事業計画書に記載し、全職員に周知している。  ○利用者の意思及び人権を尊重し自立に向けて利用者とともに支援に取組んでいる。また、利用者サービスの質の向上を図る取組みも行われており、施設運営は適切に行われている。  ○とりわけ、婦人保護事業の啓発については、大阪府が実施する研修に講師を派遣し、市町村の婦人相談員等の婦人保護事業の理解促進に尽力している。  〇新型コロナウイルスが感染拡大する中、インターネットを活用した研修や会議を積極的に開催・参加するなど工夫し、施設運営にあたっての情報収集等に努めている。 | S | ― |
| (2)平等な利用を図るための具体的手法及び期待される効果 | ○提案のあった基本方針に沿った取組み  ○高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティの利用者等配慮を要する利用者に対する利用援助 | ○幅広く利用者を受け入れ、様々なニーズに対応するため、専門知識を持った職員を配置し、チームで協働し支援を行った。  ・利用者に対しては、「生活のしおり」を作成し施設での生活について説明している。（居室に常備）  ・中長期にわたり施設を利用する際には、利用者との面談に基づき自立支援計画を作成した。3ヶ月までは毎月見直しを行い、その後は3ヶ月後、次は6ヶ月ごとに見直しを行った。  ・個々の利用者のニーズに合わせ、個別的な支援を実施している。同行支援（裁判所、行政機関、病院、法律相談等）、同伴児童に対する育児支援や学習支援、金銭管理の難しい利用者に対しては金銭の保管を含めた金銭管理を行う等、多岐にわたる支援を実施している。入所当初集団になじめないような利用者に対しては、食事を居室でとってもらう等、きめ細かな配慮も行っている。  ・1人の利用者に対して2名の担当者を配置することにより、一方の担当者が不在のときや転勤等で1名が代わっても1名は継続して支援を行う体制をとっている。  ・中長期利用者全員を対象として毎月、寮内会議を実施している。担当職員が出席し、施設からの連絡事項や利用者からの改善の意見を汲み上げるようにしている。また、匿名を希望する利用者については、意見箱を設置し意見を汲み上げるようにしている。  ○年齢や障がいの有無に関わらず、施設生活が可能な利用者について広く利用者を受け入れた。聴覚障がい者が入所した際には、口が見えるマスクや、呼び出しベル等を利用し、生活に支障が出ない様にした。生活状況から障がい福祉サービスが必要な利用者については、手帳の取得や福祉サービスの利用の調整・年金の受給の支援をおこなった。  ○外国人支援において、今年度は、コロナ禍が続いていることもあり、日本語が話せる方ばかりであった為、インターネットの翻訳、ポケトークを活用することはなかった。また、過去にＱＣ活動で作成した様々なツール（施設設備の英語や記号表記・体調不良時のイラストを用いたコミュニケーションツール）を活用し、情報提供を行った。生活のしおりは、多言語に対応したもので利用者へ説明したことで、生活に支障をきたす場面は見られなかった。  ○今年度生活棟のトイレや浴室を改装し、個別に対応可能となった為、性的マイノリティの利用者等配慮を要する利用者等を幅広く受け入れる環境が整っている。 | S | ○利用者が平等にサービスを受けることができるよう、施設生活に関する「生活のしおり」を作成し、利用者に説明するとともに居室に備えている。  ○画一的なサービスの提供ではなく、利用者個々のニーズに応じたきめ細やかなサービスの提供を目指して、利用者支援に取組んでいる。自立支援計画は利用者との面談に基づき作成し、見直しもこまめに行われており、利用者の状況に応じた適切なサービスの提供に努めている。  ○施設生活について利用者が自由に意見・要望を表明する機会として定期的な寮内会議の開催や施設生活に関するアンケート調査の実施、意見箱の設置により、利用者の意見・要望を汲み上げ、施設生活の改善を図る取組みが行われている。  ○障がい者等配慮を要する利用者や、外国人に対する利用援助は適切に行われている。とりわけ、施設内の掲示物や設備案内については、多言語表示や視覚的に理解できる表示を実践し、様々な困難を抱える女性の受入れを可能にしている。また、食堂にパーテーションを設置したり、食事を居室でとってもらう等、集団での生活に心理的負担を感じる利用者の心の安全確保を図っている。 | S | ― |
| Ⅱ施設の効用を最大限発揮するための方策 | (1)サービスの向上を図るための具体的手法及び期待される効果 | ○提案のあったサービス向上を図るための取組み  ①利用者を尊重したサービスの提供（利用者尊重や基本的人権、女性の人権への配慮、二次被害防止等）  ②利用者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等の整備  ③利用者が意見を述べやすい環境の整備や苦情解決の仕組み  ④サービス内容についての定期的な評価の実施や改善に取組む体制の整備、評価を受けて改善した取組み内容  ⑤利用者に関するサービス実施状況の記録や利用者に関する情報の職員間の共有化  ⑥利用者満足の向上に向けた取組み  ⑦自主事業の実施についての取組み | ①今年度はオンライン研修の活用により、多くの研修に参加し、職員の専門性を高めた。  　利用者に寄り添った支援を心掛け、利用者が自己決定できるよう、関係機関に働きかけた。自立支援計画策定にあたっては、アセスメントシートを用い、利用者と振り返りを行いながら、これからの希望を汲み取り、利用者の意見を反映できるものとした。  ②すべての利用者に対して、居室の個室利用を実施した。面接室の確保、個人浴室の利用などニーズに応じてプライバシー保護に努めた。その内容については、施設生活の案内冊子の中で明記している。  　また、就業規則に利用者権利擁護規定を設け、施設管理規定に虐待防止についての規定を設けている。個人情報保護規定に基づき、個人情報保護を行っている。  ③施設の生活の案内冊子の中に専門職が配置されていることを明記し、相談を受け付けていることを示した。  　また、苦情解決の体制を整備し、受付担当者を設置し掲示している他、利用者が意見を述べやすいよう意見箱を共有スペースに設置した。対応出来ることは実施するとともに、会議等で職員に周知した。  　利用者間の苦情解決にあたっては、利用者同士で話合いの場を設ける等、苦情解決の仕組みを整えた。  ④中長期支援を受ける利用者に対して自立支援計画書を作成し、定期的に施設職員と利用者が面接を通して計画を見直した。また、施設全体の標準的なサービスの内容についても、半期に一度見直し、サービス改善に向けて取り組んだ。四半期ごとに事故報告・苦情報告・ヒヤリハットの検証を行い、サービスの改善につなげた。  ⑤毎朝、施設全体のミーティング・各部署のミーティングを行い、情報を共有した。また、職員全体で共有すべき事柄は支援日誌に記録し、パソコンサーバで各職員が確認して共有を図った。各サービスについて実施状況の記録をとっており、利用者の個別支援に関しては、ケース記録をとった。  ⑥中長期利用者へは一年に一度、短期利用者には期間終了時に、施設の生活全般についてのアンケート調査を行った。要望の優先度合いが高い事項については会議の場で検討し、必要に応じて即時対応するように努めた。行事の実施の際には、内容や食事のメニューに関して利用者から意見を聞き、実施内容や献立に反映させている。  ⑦施設内の法律相談について、女性問題に精通した弁護士に来所してもらい、相談が行われた。法的なサポートの必要な利用者が、この法律相談を通して、今後の自立の方向性を考える機会となった。  ・利用者が法律相談に行く際、安全確保と利用者の代弁のため概ね施設職員が弁護士事務所まで同行しているが、施設に弁護士が来所し法律相談を実施することにより、利用者の安全確保と職員の支援時間の効率化を実現することができた。⑤毎朝、施設全体のミーティング・各部署のミーティングを行い、情報を共有した。また、職員全体で共有すべき事柄は支援日誌に記録し、パソコンサーバで各職員が確認して共有を図った。各サービスについて実施状況の記録をとっており、利用者の個別支援に関しては、ケース記録をとった。 | S | ○利用者尊重や基本的人権、女性への人権への配慮、二次被害防止のため研修に参加し、その内容を職員は共有して支援にあたっており、施設内で共通した理解を持つための取組みが行われている。  ○自立支援計画は利用者の意見ができるだけ反映されるよう考慮されており、見直しもこまめに行われている。  ○利用者のプライバシー保護のため規程を設け、設備面でも配慮を行っており、施設としての取組みが行われている。  ○施設内に意見箱を設置し、苦情窓口（支援長）を掲示するなど苦情解決に取組んでいる。また、様々な専門職を配置するとともに、複数担当制とすることで、利用者自身が話しやすい職員を見つけ、意見表明や、相談しやすい環境を整備している。  ○利用者に関するサービス提供の内容はケース記録として管理されている。施設全体で共有すべき情報は支援日誌に記録し、職員間で情報の共有化を図る取組みが行われている。  ○利用者満足に関する調査を行い、その結果については組織内で検討が行われ、必要な改善が行われている。とりわけ、中長期だけでなく、短期利用者についても調査を実施することにより、様々な立場の利用者のニーズへの対応を実現している。  ○集計結果、利用者のコメント及び施設の対応については施設内に掲示し、利用者へのフィードバックを行っている。  ○利用者のニーズにあった自主事業が行われている。とりわけ、施設内法律相談の実施により、利用者の外出に伴うリスクが軽減されるとともに、職員の同行業務の負担が軽減され、支援の効率化につながっている。 | S | ― |
| (2)利用者の自立支援を図るための具体的手法及び期待される効果 | ○提案のあった自立支援を図るための取組み  ①利用者の衣食住に関する生活スキル向上のための支援  ②利用者と他者（子ども、両親、きょうだい等）との関係の支援  ③心理的な課題を持つ利用者に対する支援  ④利用者の職業能力開発や就労支援  ⑤利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるための支援  ⑥同伴児童に対する支援（養育・保育に関する相談支援、学習支援、カウンセリング、母子の関係改善・修復等に向けた支援等）  ⑦関係機関との連携・協力  ⑧婦人保護施設退所者自立支援事業への適切な移行及び退所後の継続した支援（年間20名以上） | ①個々の利用者の特性に応じ、衣食住に関する生活スキル向上のための支援を実施した。  ②利用者と他者（子ども、両親、きょうだい等）との関係の支援として、関係機関と連携しながら、利用者と他者との関係の調整を行った。  　中長期利用者については、児童養護施設等に入所している子どもとの面会ができるよう、また更なる交流ができるように、利用者の想いを関係機関へ代弁し、連携しながら支援を実施した。短期利用者については、子どもの養育が不適切な母親に対して助言を行い、退所後の生活のリスクを想定し、必要に応じて、女性相談センターや女性相談員へ状況を報告し、委託元を通して退所先の関係機関に母子に関する情報提供とカンファレンスを行った。  ③心理的な課題を持つ利用者に対しては、心理士によるカウンセリングを実施している。必要性のある同伴児童には心理教育を実施し自尊心を回復できるように支援した。また必要に応じて嘱託医による健康相談で受診の必要性の有無を確認し、心療内科を受診できるように調整した。  ・中長期利用者に対しては、事前に利用者の症状や要望等を確認した上で、カウンセリングを実施した。依存症やトラウマ等、継続したカウンセリングが必要な利用者については、心理士、看護師、嘱託医、担当職員と連携しながら実施している。  ④利用者の職業能力開発や就労支援については、日常生活場面や内勤作業を通じて、利用者の職業適性を見極め、個々に応じた就労形態・就労内容を確認し支援した。状況に応じてハローワークや障がい者職業能力開発校、障がい福祉サービス事業所や定着支援機関、就業・生活支援センター等を利用し、就労が定着出来るよう利用者と共に模索している。  ⑤利用者が必要に応じて社会資源を有効に利用できるための支援については、必要な社会資源についての情報をストックし、支援内容に合わせてスムーズに活用できるよう社会資源との仲介や、情報提供を行った。また、利用者の適性を確認しながら、内勤作業の商品を作業所と調整した。その調整により、利用者の自己肯定感を高められ、外勤で働いてみたいという意欲につながった。  ⑥同伴児童に対する支援については、養育・保育に関する相談支援、学習支援、カウンセリング、母子の関係改善・修復等に向けた支援等を行った。  　母親または同伴児本人からの希望により、同伴児の心理面接を実施し心理的ケアを行った。回復プログラムの一環として母子プログラムを実施し、母子それぞれにリラックス法など体験してもらう予定であったが、コロナ禍の為、母子で行うプログラムに切り替え今年度1回実施できた。  ⑦関係機関との連携・協力については、利用者の支援において、日々関係機関と情報の共有を図り、必要に応じてケースカンファレンスを実施した。大阪府（家庭支援課・女性相談センター）と定期的に連絡会を実施した。  　子育てに課題を抱えている世帯に対しては、施設で観察・支援した情報を関係機関に情報提供した。必要に応じて、嘱託医による健康相談（心療内科）の中で診断書や紹介状を発行した他、医療面で支援が必要なケースについて関係機関に情報提供した。  　退所後に利用者が支援を受けやすい体制の整備（障がい者基幹相談支援センター、計画相談事業所、就業・生活支援センター、社会福祉協議会等との連携）に努めた。  ⑧婦人保護施設退所者自立支援事業への適切な移行及び退所後の継続した支援として、スムーズ且つ、安心安全な地域生活が継続、維持できるように、関係機関と連携し必要な手続き、弁護士相談・離婚調停・病院受診の同行や、金銭管理・母子関係の調整・心理カウンセリング、家電製品の設置、カンファレンスの実施等必要に応じて支援を行った。 | S | ○利用者の個別の状況に応じた衣食住に関する生活スキル向上のための支援が適切に行われている。  ○利用者と他者との関係調整は、関係機関と連携しながら適切に行われている。とりわけ、利用者間の関係づくりの支援、トラブル調整については、適時に職員が介入するなど、適切な対応が行われている。  ○心理的な課題を持つ利用者及び同伴児童に対しては、心理士による心理的支援が実施され、課題解決に向けた取組みが行われている。  ○就労支援は、利用者の個別の状況に応じ、本人の意向に配慮しながら行われている。施設内で内勤作業ができる環境を整えている。  ○利用者が社会資源を有効に利用できるよう、書類記入のサポートなど丁寧な支援が行われている。利用者の状況に応じた、インターネットでの情報提供にも対応している。とりわけ、障がい年金受給や就労支援をはじめとした障がい福祉サービスの利用について、利用者が退所後に活用できるよう、利用者自身の障がい受容から手続きまで一貫した支援を行っている。  ○自立した日常生活ができるための訓練や支援にあたっては、利用者との協議により、利用者の自主性を尊重しながら行われている。  ○同伴児童に対しては、保育士による保育の実施や養育支援、学習指導員による学力に応じた細やかな学習支援が行われている。  ○利用者への支援が適切、円滑に行われるよう、関係機関との連携が図られている。  ○施設退所後の地域社会で安定した自立生活が送れるよう、退所者自立支援事業を実施し、日常生活等に関する支援が行われている。加えて、退所者自立支援事業の対象とならなかった者や事業の終了者に対しても、随時、電話相談を行っており、丁寧なアフターケアを行っている。 | S | ○ 提案内容・評価要素欄中、「①利用者の衣食住に関する生活スキル向上のための支援」について、  (1)衣食住に加えて「情報」を要素に加えられたい。  (2)「自立訓練の利用状況（年間3名程度）」という文言があるが、実施状況欄に記載されている内容と齟齬が生じているように見えるため、文言を修正されたい。  ○ 所管課の意見欄中、「自立した日常生活ができるための『教育』や支援」という文言を『訓練』もしくは『練習』という文言に修正する方が望ましい。 |
| (3)施設の維持管理の内容、適格性及び実現の可能性 | ○効率的、効果的な維持管理の実施 | ○専門業者に委託し法定点検を行っている。また、施設内に防火安全消防設備チーム（7名）を組織し、毎月施設内を巡回し非常灯や消火機器の点検など安全管理を行っている。  ・施設内に補修、施設管理を担当する環境営繕チーム（7人）を組織し、軽微な修繕の実施、業者への修繕依頼等、早期に発見し修繕を実施している。  ・規模の大きな修繕については、適宜大阪府施設所管課（家庭支援課）に報告し、府で補修対応を行っている。  ・空調設備（管理棟2階・3階）について老朽化が進んでおり、早期に不具合を発見できるよう、また、昨年度更新した食堂・文化交流室の空調設備の適切な維持管理のため、外部業者に委託し、年2回点検を実施している。 | A | ○専門業者に法定点検を一括して委託するとともに、職員による日常的な点検を行い、効率的かつ適切な施設の安全管理、維持補修を実施している。  ○とりわけ、施設設備の経年劣化については、早期に府施設所管課に報告し、利用者の生活に影響しないよう努めている。 | A | ― |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| Ⅲ管理に係る経費の縮減に関する方策 | (1)施設の管理運営に係る経費の内容 | 〇経費縮減の取組み  ○経費の縮減により、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないための留意 | ○経費縮減の取組みについて、今年度は給食業務の業者委託を行ったが、経費削減には繋がらなかった。  ・タオルをはじめ日用品や衣類・事務備品等はまとめて購入し単価を下げることで支出を抑えた。  ・職員一人一人がコスト意識を持ち、様々なものに対し比較検討し、価格を安く抑えるといった小さな努力を積み重ねている。（駐車料金や物品購入等）また、利用者にも節電・節水を呼びかけ、協力を求めた。  ○経費の縮減により、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないための留意について、軽微な修繕補修は可能な限り応急処置にて対処したケースも含め早急に実施し、利用者に対するサービス低下をきたさないよう努めた。建物・設備の更新を計画的に行える様、業者に協力を依頼し、参考見積を準備した。  ・給食業務委託により、夕食開始時間を30分遅くでき、メニューもバラエティーに富んでおり、利用者からはおおむね好評である。  ・中長期利用者への日用品支給については、全員に同じものを一律に支給するのではなく、上限金額（半年に1回　3000円）を設定し、利用者それぞれの好みに応じたものを購入してもらうようにしている。 | B | ○まとめ買いによる支出の抑制や居室利用の集中など、経費縮減の取組みを行いながら、利用者サービスが低下しないための措置が講じられている。  ○給食業務を業者委託に変更したものの、経費削減の効果は得られていない。 | B | ・経費縮減の取組みの中で給食業務委託が挙げられているが、今後、減額される見込みがないのであれば自己評価の項目を見直されたい。 |
| Ⅳ適正な管理業務の遂行を図ることができる能力及び財政基盤に関する事項 | (1)収支計画の内容、適格性及び実現の可能性 | ○事業収支の実績  ○経費縮減に努める中で、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないための留意 | ○利用者に対するサービス低下をきたさない様、管理運営経費の所要額の範囲内で運営出来るよう努めた。  ○経費縮減に努めながら、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないよう留意した。コロナ禍で、行事を例年より縮小したことで、支出が減少した分、非常時に備えた備品（防災用備品・キャリーケース及び備蓄食料・飲料水）の購入や、利用者の生活環境向上のため、ベッドマットレス・室内用物干しを購入する等、必要な部分の支出を増やした。 | A | ○事業収支の実績は、計画に比して概ね妥当である。  〇経費削減に努める中、利用者の安全及び生活の快適性が低下しないよう取り組んでいる。 | A | ― |
| (2) 安定的な運営が可能となる人的能力等 | ○提案のあった基本的な考え方に基づく取組み、組織体制、人員配置  ○提案のあった安定的な運営を図るための取組み  ①法人の理念や福祉サービスに関する基本方針についての職員・利用者への周知等  ②事業計画の策定及び職員・利用者への周知等  ③管理者の責任とリーダーシップの発揮  ④経営状況の把握と改善に向けた取組み  ⑤職員採用、確保の方策  ⑥職員の質の向上を図るための取組み  ⑦安全管理  ⑧管理運営業務を実施する具体的な実施計画  ○適切な労働環境 | ○基本的な考え方に基づき、短期利用者の積極的な受け入れ、中長期利用者の自立支援を行った。妊産婦も積極的に受け入れ、医療機関・関係機関と連携し、支援を行った。  ・同伴児対応職員として、保育士2名・学習支援員3名を配置している。保育については、保育室開放日を週4日設け、母子支援の充実を図った。学齢児に対しては、平日の午前中に学習会、午後は体を動かすことを主とし、他児との関わり方や遊びについても学べるように努めた。大阪府より派遣されている学習支援員とも連携して、同伴児童一人ひとりへの支援の充実に努めた。同伴児対応職員として、保育士2名・学習支援員3名を配置している。保育については、保育室開放日を週4日設け、母子支援の充実を図った。学齢児に対しては、平日の午前中に学習会、午後は体を動かすことを主とし、他児との関わり方や遊びについても学べるように努めた。大阪府より派遣されている学習支援員とも連携して、同伴児童一人ひとりへの支援の充実に努めた。  ・退所者自立支援事業の対象者には、支援計画を基に、適切な関係機関へ繋ぐ等、地域生活移行への不安を軽減し、地域で安定した生活を継続できるよう支援を行った。  ○提案のあった安定的な運営を図るための取組みについて、  ①法人の理念については、「宣言」として法人のホームページや施設内に掲示している。パンフレットや施設利用の説明冊子にも施設の基本方針を掲載し、利用者へ周知している。職員は、「宣言」「職員心得」を常に携帯している。また、新規採用職員には研修スケジュールに沿って研修を実施した。  ②府から委託された管理運営業務の内容及び法人の年度ごとの事業方針に基づき、施設において事業方針及び経営計画を作成した。計画作成にあたっては、各部署・各チームからの意見を集約し、運営会議で決定。作成された計画は、サーバーによりすべての職員がパソコンで閲覧できるようにしている。利用者に関係する計画については、利用者会議やポスター等で周知した。  ③法令遵守の観点から研修に参加し、会議などで遵守すべき法令について職員に周知した。また、毎朝の引き継ぎ・会議等で伝達すべき事項を伝達した。施設の問題や各職員の意見を役職者が集約し、リーダー会議や運営会議で話し合い、管理者が指導、決定を下した。個々の職員に対しては、法人の業務管理・評価シートを活用し個別面談を通して指導を行い情報の共有に努めた。  　法人内に法令遵守責任者、各施設には法令遵守担当者を置き法令遵守を徹底した。  ④福祉の動向については、法人内の研修・会議等により、法人内の職員との交流の機会を持ち、各制度の動向などの情報を共有している。また、福祉エリア施設の定期的な会議に出席し、防災や感染対策、各施設の現状について情報を共有している。婦人保護事業・女性支援に関しては、全国婦人保護施設等連絡協議会・女性相談センター・女性支援関係の機関と連携を密にし、現状把握や必要な情報を得ることに努めた。  ・毎月、財務分析表などを用いて経営状況について確認し、法人内の各事業部で行われている会議で事業部内の経営状況について情報共有を図っている。全職員には職員会議で周知している。  ・予算立案については現場の職員主導で作成し、現状に沿った予算立案ができている。半期に一度経営計画を見直しており、予算に基づいた支出を行っている。  ⑤法人内に採用委員会を置き、法人全体で採用計画を立て、優秀な職員の確保に努めた。経営計画に基づく具体的な事業活動から人員体制を考え、法人内の人材の登用も含めて調整を図った。有期契約職員はサービスの量に応じて施設で雇用した。雇用につながる貴重な機会としても実習生の受け入れを積極的に行い、指導に当たった。  ⑥職員の質の向上を図るための取組みとして、  ≪職員のスキル向上に係る取組み≫  ・法人の役割資格等級基準に沿って、業務管理・評価シートを活用し職員を計画的に育成・指導した。法人では研修センターが法人全体の研修計画を立て、研修を実施した。施設においても経営計画に基づいた研修を実施した。対人援助技術や専門性を高める研修、人権研修・感染症研修等、施設外の研修にも積極的に参加した。入職後3年間自己啓発費を支給し、各職員の質の向上に役立てた。  ≪利用者のサービス向上に係る取組み≫  ・講師を招き事例を用いて検証するSV研修を実施し、困難ケースの支援の進め方や伝え方の助言を受けた。職員全体が利用者についての理解を深めることにより、利用者サービスの向上に繋がるよう努めた。  ・利用者アンケートや、事故報告・ヒヤリハット、苦情報告等に、職員全員が目を通し、現行のサービス内容を振り返り、より良いサービスを提供していけるよう、話し合いを行った。  ・職員個人が持つスキルを活かし、個人の自由な発想により、施設内の装飾物等を作成することで、利用者に季節を感じてもらったり、楽しい雰囲気を感じてもらえたりした。  ⑦安全管理について、各種マニュアル（事故対応マニュアル・感染症マニュアル・災害対応マニュアル・不審者対応マニュアル、新型コロナウイルスへの対応マニュアル等）に基づき対応した。BCPを作成し、定期的に災害を想定した防災訓練を実施しながら、実践に沿ったものになる様に随時改訂した。コロナ関連やその他の感染症についての研修に参加し、内容を他の職員にも伝達しながら、施設全体で感染防止に取り組んだ。  ・中長期利用者に対して、地域に移行後、ネットによる被害に遭わない様に、携帯電話、インターネット等の安全な使用方法について助言を行った。  ・近隣施設とも定期的に会議を持ち、情報交換を行った。  ⑧年度当初に事業計画･経営計画（利用者見込みと売上高目標、計画職員構成、サービス標準書、研修計画、予算）を作成し、半期で見直しを行った。また、施設総合管理・警備業務・給食業務等、必要に応じて業務の再委託を行った。  ○適切な労働環境について、法人のストレスチェックは継続して行われており、全職員対象に実施されている。メンタルヘルスに関する相談窓口も事務所内に担当者を掲示し、職員が目につくようにしている。労働環境の整備改善について、法人内でのアンケート式提案（プチ提案）も受け付けられ、どの職員が提案したかがわからないように、QRコードからアンケートにリンクさせて提案できるような仕組みがある。  ・今年度もコロナの影響で職員親睦会は行われていないが、慶弔等の福利厚生は実施できた。健康診断も年2回（一部職員は1回）実施している。  ・法人内において各施設に、職員のメンタルヘルスに関する相談窓口（こころの健康相談窓口）、ハラスメントに関する相談窓口（セクハラ・パワハラ被害相談窓口）を設置している。セクハラ・パワハラ防止規定を遵守した。  ・法人内において、法人顧問弁護士・産業医による「メンタルヘルスケア研修」を実施した。（令和3年度もオンデマンド方式にて実施）  ・宿直業務について、業務内容が増大している為、夜勤業務に変更した。今年度もコロナの影響で職員親睦会は行われていないが、慶弔等の福利厚生は実施できた。健康診断も年2回（一部職員は1回）実施している。 | Ａ | ○提案のあった基本的な考え方に基づく利用者支援、安全管理など施設運営は適切に行われている。  ○法人の理念、福祉サービスに関する基本方針について職員、利用者へ周知する取組みが適切に行われている。  ○事業計画の策定は組織的に行われており、職員、利用者へ周知する取組みも行われている。  ○各利用者への支援の向上や、施設運営の改善に関する職員の意見の集約や、意思決定の仕組みがルール化されており、施設長が指導力を発揮できる体制が整えられている。更には、公認会計士による財務状況のチェックや法人内部での定期的な経営状況の検討など、経営状況の改善を図るための取組みが行われている。  ○職員採用を法人全体で行うことで必要な人材の確保に努めるとともに、女性自立支援センターでの勤務を希望する職員を優先的に配属することにより、より意欲の高い職員を確保している。  ○法人共通の客観的な基準に基づく人事考課により人材育成が行われている。また、職員は人権研修や個々の専門性を高める研修に参加するなど、職員の質の向上を図るための取組みが行われている。  ○各種マニュアルの整備や研修の参加など、利用者の安全を確保するための取組みが行われている。  ○法人内におけるメンタルヘルス、ハラスメントに関する職員からの相談窓口の設置や、福利厚生事業の実施など、労働環境を確保するための取組みが行われている。また、ストレスチェックについても実施しており、適切な労働環境を維持している。 | Ａ | ○提案内容・評価要素欄中「⑦安全管理」の項目中に利用者のインターネット利用について記載があるが、記入箇所を見直されたい。 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | (3)安定的な運営が可能となる財政的基盤 | ○法人の経営状況 | ○法人が設置する保育所の改築を行ったことによる償還金（支出）が増加しているが、社会福祉事業を行うために必要な資金は確保している。 | B | ○法人の別施設（保育園等）の建替に伴う整備費の償還が財源を圧迫している。  なお、当期末支払資金残高に比して当期末借入金残高が大きいが、年間約330,000千円償還できていることに加え、別途積立金も毎年計上されており、それらも踏まえると、概ね本施設の管理運営を行うために法人全体として必要な資金が確保されている。  ◯本施設の管理運営に際して求められる、様々な困難を抱える女性への支援ノウハウを蓄積できるだけの、様々な社会福祉事業を適正に実施している。 | B | ○資金収支計算書の表中の文言を修正されたい。 |
| Ⅴその他管理に際して必要な事項 | （１）府施策との整合性 | 〇法人として社会貢献活動等への取組み  ○府の事業への協力  ○行政の福祉化への取組み  ○府民・NPOとの協働  ○環境問題への取組み | 〇法人としての社会貢献活動等への取組みについて、大阪府社会福祉協議会による大阪しあわせネットワークに積極的に取り組み、また、子どもから高齢者・障がい者まで、地域の相談支援窓口として取り組んでいる。また、保育園のスマイルサポーターも当事業に参加している。  ・関係機関と連携して障がい者の職業体験などの受け入れを各施設で行った。  ・各施設に第三者委員や苦情窓口を設置し、利用者の苦情や要望を受け付ける体制を整え、施設運営の改善を行った。法人ホームページに掲載した。また、法人内に法令遵守責任者、各施設に法令遵守担当者を置き、経理規程・就業規則等により法令を遵守している。  ○府の事業への協力について、これまで女性相談センター主催の女性に対する暴力防止対策事業等に積極的に参加してきたが、今年度は、コロナ禍で大阪府主催研修等が中止となり、例年のような取り組みはできていない。  ・子ども110番の家に登録した。  ○行政の福祉化への取組みについて、エル・チャレンジを通じて雇用した知的障がい者の職場定着支援を、障害者就業･生活支援センター等と連携して行った。  ・母子家庭の母、寡婦、高年齢者等就労困難者を雇用継続した。  ・おおさか人材雇用開発人権センターに、法人として加入している。  ・大阪府社協が推進している社会貢献事業（オール大阪）の地域活動に参加している。  ○府民・NPOとの協働について、暴力被害を受けている利用者の回復プログラムの一環として、NPO法人「FLC安心とつながり」のコミュニティづくりネットワークと協力しながらリラックス法などについてのワークショップを年4回計画していたが、コロナ禍の影響により、今年度は1回のみ実施。  ・日本エステティック協会からボランティアを派遣してもらい、ソシオエステを実施する予定であったが、今年度もコロナ禍により実施できていない。  ・NPO「和泉市さをりの森」からボランティアを派遣してもらい、月１回さをり織り教室を開催。新型コロナウイルス感染状況等を確認しながら、余暇の充実に取り組んだ。  ・自治会主催の桜まつり、ファインエリアフェスティバル等地域の行事もコロナ禍で中止となり通常の協力ができなかった。  ・ふーどばんくＯＳＡＫＡと提携し、生活保護の受給決定までや他制度を利用しても、退所後の食の確保が難しい利用者を対象に、食材を提供している。  ○環境問題への取組みについて、廃棄物やリサイクルについては法令に基づいて適切に処理した。また、利用者にも協力を求め、健康・生活に支障のない程度に節電・節水等取り組んだ。 | A | ○法人として社会貢献活動へ積極的に取り組むとともに、苦情解決の仕組みや法令遵守を図る体制が整えられている。  ○府発注の内部改修工事実施にあたり、利用者への安心安全を第一に考えつつもサービスの低下を招かないよう調整しつつ、積極的に府の関係機関等に協力している。  ○行政の福祉化への取組みは、障がい者雇用など適切に履行されている。更に、雇用した障がい者が就労を継続できるよう、適切な支援に努めている。  ○施設の特性上、府民の参加やNPOとの協働には制約があるが、その中でNPOとの連携や地域行事への協力に取組んでいる。  ○環境問題への取組みも適切に行われている。 | A | ― |